

尼崎市監査公表第 10 号

尼崎市職員措置請求に係る通知文の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、梅澤康弘氏及び福島聖倫氏から平成 22 年 9 月 27 日付けで提出のあったみだしの措置請求について監査を行った結果、別紙のとおり本件の代表者である梅澤康弘氏に通知を行ったので、同条第 4 項の規定により公表する。

なお、監査委員 小柳久嗣及び都築徳昭は、本件措置請求の監査の対象が市議会の政務調査費の支出に関するものであることから、監査に当たっては地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥となった。

平成 22 年 11 月 4 日

尼崎市監査委員 須 賀 邦 郎
同 堀 智 子

1 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書及び証拠の内容からすれば、請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 新政会は、平成 21 年度に政務調査費を使い、平成 22 年 2 月 26 日に会派報印刷費 69 万 8,250 円と折込料 70 万 4,340 円を支出しているが、その会派報（4 ページ立て）の中身を見ると、新政会と大書し、会派全体の写真を 1 面に掲載し、4 面では会派に所属する個々の議員の写真とプロフィールで半ページ以上紙面を使い、新政会の連絡先も紙面の 6 分の 1 ほどを使っている。

これらは、まさに会派や個人の宣伝活動であり、支出基準に反する選挙活動や後援会活動の一環でもあることから、少なくとも新政会の会派広報関係経費のうち、4 分の 1 は違法、不当な支出である。

よって、会派報の印刷費及び折込料の合計額 140 万 2,590 円のうちの 4 分の 1 に当たる 35 万 647 円を、市長の責任において、新政会から市に返還させるべきである。

- (2) 新風グリーンクラブは、平成 22 年 3 月 3 日に政務調査費から会派新聞の印刷費として 47 万 8,170 円を支払い、併せて、平成 22 年 3 月 24 日に折込料として 45 万 5,135 円を支払っている。

しかし、会派新聞の現物を見ると、4 ページ立てであるが、1 面に会派の全員が揃った写真を大きく掲載し、1 面の 3 分の 1 のスペースを取っている。

これは、まさに会派や個人の宣伝活動であり、支出基準に反する選挙活動や後援会活動の一環でもあることから、少なくとも新風グリーンクラブの会派広報関係経費のうち、12 分の 1 は違法、不当な支出である。

以上のことから、会派新聞の印刷費と折込料合計額 93 万 3,305 円のうち、7 万 7,775 円は違法、不当な支出であり、市長の責任において、新風グリーンクラブから 7 万 7,775 円を市に返還させるべきである。

- (3) 平成 21 年 3 月 26 日付け名古屋地裁判決で、名古屋市議が支出した政務調査費広報費のうち、本人の宣伝活動と見なされた部分の支出は違法と判断され、平成 21 年 9 月 17 日の名古屋高裁においても、その判断が維持されている。
- (4) よって、市長の責任において、42 万 8,422 円と利息を、違法、不当な支出をした各会派から市に返還させるよう監査委員に請求する。
- (5) なお、兵庫県議会など決して少なくない自治体において政務調査費の按分を認めており、尼崎市議会においても内容に応じ按分を認めること、併せて、会派報（新聞）は公費により作成した成果物であることから、議長に提出し、公開対象とすべきであるということについても、監査委員から市長に意見を述べるよう要望する。

2 請求の受理

平成 22 年 9 月 27 日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

3 監査の対象事項

本件請求の要旨から、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為としている新政会並びに新風グリーンクラブの広報紙の印刷費及び折込料に係る政務調査費の支出を監査の対象とした。

なお、上記「1 請求の要旨 (5)」については、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件となる財務会計上の行為には該当しないため、監査の対象としない。

4 監査の実施

(1) 監査対象部局

議会事務局

(2) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

(3) 監査対象部局に対する文書照会

平成 22 年 10 月 14 日、監査対象部局から本件請求に係る照会事項に対する文書回答を得た。

(4) 監査の期間

平成 22 年 9 月 27 日から同年 11 月 2 日まで

5 監査の結果

本市の政務調査費の使途基準及び法令等に照らして、本件職員措置請求の事実の認定及びその判断を行う。

(1) 政務調査費の根拠法等

ア 政務調査費については、法第 100 条第 14 項及び第 15 項において、次のように規定されている。

- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。（第 14 項）
- ・ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。（第 15 項）

イ これらの規定による政務調査費の趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

(2) 本市の政務調査費の概要等

本市では、法第 100 条第 14 項及び第 15 項に基づき、尼崎市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）を定めている。

なお、これまで、本市議会においては、議会自らが議会改革の一環として、当該条例及び規則の検討・見直しを行う中で、平成 18 年度支出分からは、すべての支出書に領収書を添付し公文書開示の対象とするなどの改正を行っている。

また、平成 20 年度には、適正支出を担保するとの考えから、会派において保管する書類に会派広報を追加するなどの改正を行い、議会として常に政務調査費の適正な支出に向けた取組が行われている。

現行の条例及び規則における本市の政務調査費の概要は、次のとおりである。

ア 交付対象（条例第 2 条）

政務調査費は、会派、会派に所属しない議員が市政に関する調査研究を共同して行うために結成した団体並びに会派及び前記団体に所属しない議員で規則で定める要件に該当するもの（以下「会派」という。）に対して交付する。

イ 申請及び決定（条例第 3 条第 1・2 項）

会派の代表者は、政務調査費の交付を受けようとするときは、毎年度当初、議長を経て市長に政務調査費の交付の申請をしなければならない。

市長は、当該申請があった場合において、政務調査費の交付を決定したときは、速やかにその旨を会派の代表者に通知する。

ウ 交付時期及び額（条例第 4 条第 1 項）

政務調査費は、毎月会派の代表者の請求に基づき交付するものとし、その額は、毎月初日における会派の所属議員の数に応じ、議員 1 人につき、150,000 円以内の割合をもって算定した額とする。

なお、議会運営委員会の申し合わせにより、平成 14 年度から条例で定める額の 2 分の 1（議員 1 人につき、75,000 円の割合をもって算定した額）に減額する措置が講じられている。

エ 使途基準（条例第 6 条、規則第 5 条）

会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

具体的には、規則の別表第 1 において支出できるものと支出できないものに分け、例示して定められている。（規則第 5 条＜別表第 1＞は、別紙 1 のとおり）

オ 収支報告（条例第 8 条第 1・3 項）

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該報告書に領収書等の証拠書類が添付された政務調査費支出書を添付して、当該年度の翌年度の 4 月末日までに議長に提出しなければならない。

議長は、提出された報告書の写しを市長に送付する。

カ 政務調査費の返還（条例第 9 条）

政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、収入及び支出の報告書の提出後、速やかに当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(3) 会派広報に係る政務調査費の判決の状況

政務調査費について、過去の主な裁判所判決状況は次のとおりである。

ア 政務調査費の用途全般に関するもの

- ・ 政務調査費の使用が許される調査研究は、これを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許されるものと解すべきである。（参考 平成 21 年 9 月 29 日東京高等裁判所判決）
- ・ 市政との関連性の要件も、原則として、会派の裁量権が尊重されなければならないから、一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当であり、その裁量権の逸脱がある場合についてのみ、違法の問題が生じると言うべきである。（参考 平成 19 年 2 月 9 日札幌高等裁判所判決）

イ 広報紙に係る政務調査費の用途に関するもの

- ・ 市会に市民の意見を適正に反映させることは必要不可欠であり、議会活動及び市政に関する政策等を市民に周知させることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができる。そうすると、広報費は調査研究に直接用いられる費用ではないとしても、調査研究の前提としてそのために有益な活動を行う場合の必要経費といえることができる。

個別の広報費支出の適否については、A 議員の発行した広報紙は、紙面全体のおおむね 4 分の 1 程度において、議会活動や市政に関する政策等についての記事が掲載されており、広報活動としての意義を有するものと認められるが、その余の部分には、同議員の写真や経歴、県議会議員による同議員の紹介記事等が掲載されており、広報活動としての意義を有するとは認められない。

また、B議員の広報紙については、原告らは、議員の名前と顔写真を大きく掲載し、自己宣伝に主眼を置いている旨主張するが、議員が広報紙により議会活動、市政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解され、同議員の氏名や顔写真の紙面に占める割合は不相当に過大なものではないと認められる。(参考 平成 22 年 6 月 9 日 横浜地方裁判所判決)

- ・ 調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も、市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。

請求に係る広報紙には、会派が発行し、主に市政全般の話題を取り上げて市民に広報する全区版と、各区から選出された議員が発行を担当し、各区における市政の問題点などを取り上げ、配布対象地域を当該区内に限定した各区版の 2 種類があり、全区版は、上記のとおり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせるものとなっており、政務調査費の使途基準に適合するものと認められる。

一方、各区版は、各議員の活動方針や活動状況の報告等市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提となる情報提供という趣旨に適合するものと認められる記載部分もあれば、議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載する部分もあり、後者の記載部分は、議員自身を PR するものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。政務調査費の趣旨に適合するといえない部分の割合等にかんがみると、約 3 分の 1 は使途基準に適合しない支出と認めるのが相当である。(参考 平成 21 年 3 月 26 日名古屋地方裁判所判決)

(4) 事実の認定及び判断

ア 新政会及び新風グリーンクラブへの政務調査費の交付状況について

尼崎市議会議員は、平成 21 年 6 月 7 日に任期満了に伴う市議会議員選挙が執行され、同月 27 日から新たな任期となったことから、平成 21 年度の政務調査費は、前任期中となる同年 4 月から 6 月までの期間及び新たな任期以後の同年 7 月から平成 22 年 3 月までの期間を対象に、それぞれ交付申請から収支報告・残余金の返還までが行われている。

平成 21 年度の政務調査費は、条例及び規則に基づき、前任期中の平成 21 年 4 月から 6 月までの期間については、同年 4 月 1 日に新政会及び新風グリーンクラブの両会派の代表者から、いずれも議長を経て市長に交付申請が行われ、同日、市長から交付の決定が通知され、また、両会派からはいずれも同年 7 月 31 日に議長に収入及び支出の報告書が提出され、その残余金は新政会が同年 8 月 14 日に、新風グリーンクラブが同年 8 月 18 日に、いずれも返納通知書兼領収証書により返還されている。(「平成 21 年度政務調査費会派別支出状況(平成 21 年 4 月～6 月)」は、別紙 2<参考資料> 1 のとおり)

本件請求に係る会派広報の印刷費及び折込料が支出された新たな任期の平成 21 年 7 月から平成 22 年 3 月までの期間については、平成 21 年 7 月 1 日に新政会及び新風グリーンクラブの両会派の代表者から、いずれも議長を経て市長に交付申請が行われた後、同月 9 日に市長から交付の決定が通知され、新政会に 8,100,000 円、新風グリーンクラブに 5,400,000 円が交付されている。

また、これらの政務調査費について、両会派からはいずれも平成 22 年 4 月 30 日に議長に収入及び支出の報告書が提出され、新政会の残余金 3,145,487 円、新風グリーンクラブの残余金 776,177 円は、いずれも同年 5 月 21 日に返納通知書兼領収証書により返還されている。(「平成 21 年度政務調査費会派別支出状況(平成 21 年 7 月～平成 22 年 3 月)」は、別紙 2<参考資料> 2 のとおり)

イ 新政会の会派報に係る印刷費及び折込料の支出について

(ア) 事実の認定

本件請求に係る会派報については、議長に提出された領収書等の証拠書類が添付された政務調査費支出書により、印刷費として平成 22 年 2 月 26 日に 698,250 円が、折込料として同日に 704,340 円が、それぞれ政務調査費から支出されたことを確認した。

なお、印刷部数は 180,000 部、折込みによる配布部数は 172,000 部となっている。

会派報は、A3 判両面で 4 ページ構成となっており、紙面の主な掲載内容は、1 面には会派名、見出し、会派の基本姿勢、会派所属議員全員の集合写真が、2 面及び 3 面には市の行財政構造改革推進プラン(素案)など市の政策に関する内容と会派の考え方が、4 面には常任委員会行政視察の内容、会派所属議員全員の個別写真と氏名・役職・期数、更には会派連絡先が、それぞれ掲載されている。

(イ) 判 断

本件請求において、請求人が違法、不当な支出であると主張している事項が条例及び規則で定める用途基準に合致するかどうかについては、「(3) 会派広報に係る政務調査費の判決の状況」に記載した各裁判所の判決等も参考に判断を

行う。

本市の使途基準においては、会派広報の作成費が政務調査費から支出できるものとして例示する中で定められている。

また、規則の定めにはないが、議会における取り決めで、使途基準で定められた会派広報の作成に当たっては、会派における調査研究活動、議会活動及び市の政策に関する事項を掲載することとされている。会派広報の内容が適正かどうかについては、議長が執行内容を検査する際に毎回会派広報の提示を求め、確認を行っていることを文書回答で確認している。

請求人がこの会派広報紙の内容の一部を違法若しくは不当な公金の支出としている論拠の平成 21 年 3 月 26 日の名古屋地方裁判所の判決では、「(3) 会派広報に係る政務調査費の判決の状況」で記載したとおり、全区版及び各区版のいずれにおいても、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることについては、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものであり、政務調査費の使途基準に適合するものとされている。

ただし、各区版の記載内容のうち、議員の後援会旅行・激励会の案内、プロフィール、後継者の紹介、議員自身の拡大写真等を掲載した部分は、議員自身を P R するものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに政務調査費の趣旨に適合するものということとはできないとされている。

また、請求人の摘示した判決とは異なる平成 22 年 6 月 9 日の横浜地方裁判所の判決では、議員の氏名や顔写真の紙面に占める割合が不相当に過大なものではないと認められる場合において、広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものとされている。

これらの判決を踏まえると、政務調査費の使途基準に適合するか否かを判断するに当たっては、会派広報の記載内容や紙面構成を勘案して総合的に判断すべきものと解され、会派所属議員の写真や氏名等の掲載をもって直ちに政務調査費の支出が違法若しくは不当とされるものではない。

本件において、請求人が摘示している会派名、会派連絡先、会派所属議員の集合写真及び個別写真・氏名・役職・期数については、会派名や会派の構成員を市民に分かりやすく示すことにより当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするとともに、市民からの意見を収集、把握するための手段の一つと認めることができる。

これらについて、記載内容や紙面構成から総合的に判断すると、議員自身を P R するものではなく、選挙活動や後援会活動の一環とは認められず、また、

市政と明らかに無関係であるとか、会派広報として不相当なものであるとは言えない。

したがって、新政会の会派報は、条例及び規則に則して作成及び配布されたものであり、当該政務調査費の支出は、違法若しくは不当な公金の支出であるとは認められない。

ウ 新風グリーンクラブの会派新聞に係る印刷費及び折込料の支出について

(ア) 事実の認定

本件請求に係る会派新聞については、議長に提出された領収書等の証拠書類が添付された政務調査費支出書により、印刷費として平成 22 年 3 月 3 日に 478,170 円が、折込料として同月 24 日に 455,135 円が、それぞれ政務調査費から支出されたことを確認した。

なお、印刷部数は 175,000 部、折込みによる配布部数は 171,850 部となっている。

会派新聞は、B4 判両面で 4 ページ構成となっており、紙面の主な掲載内容は、1 面には会派名、会派連絡先、会派の基本姿勢、会派視察先における会派所属議員全員の集合写真と氏名・会派視察先が、2 面及び 3 面には市の平成 22 年度予算案など市の政策に関する内容と会派の考え方が、4 面には市民からの意見記載欄と意見送付先が、それぞれ掲載されている。

(イ) 判 断

新政会の会派報に係る印刷費及び折込料の支出に係る判断（上記イ(イ)）において述べたように、その判断に当たっては、会派広報の記載内容や紙面構成を勘案して総合的に判断すべきものと解される。

本件において、請求人が摘示している会派所属議員の視察先での集合写真については、市民に会派で視察を行った事実を報告し、会派の構成員を分かりやすく示すことにより当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするとともに、市民からの意見を収集、把握するための手段の一つと認めることができる。

これらについて、記載内容や紙面構成から総合的に判断すると、議員自身を P R するものではなく、選挙活動や後援会活動の一環とは認められず、また、市政と明らかに無関係であるとか、会派広報として不相当なものであるとは言えない。

したがって、新風グリーンクラブの会派新聞は、条例及び規則に則して作成及び配布されたものであり、当該政務調査費の支出は、違法若しくは不当な公金の支出であるとは認められない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件職員措置請求に係る政務調査費の支出については、監査の結

果、いずれも違法若しくは不当な公金の支出であると認めることはできず、政務調査費の返還を求める本件措置請求には、理由がないものと判断する。

尼崎市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 別表第 1

1 政務調査費の使途

(1) 支出できるもの

- ア 会派で行う委託調査に要する経費
- イ 会派で行う調査研究のための出張調査費
- ウ 会派で行う調査研究のための会場借上料
- エ 会派で行う調査研究のための諸会議に要する食糧費
(例)会議に伴う茶菓代、会議のために必要な食事代
- オ 会派で行う調査研究に関する印刷物の作成等に要する経費
(例)印刷代金、文書コピー代金、会派広報の作成費、会派において管理する複写機の使用に係る経費(複写機の賃借料、維持管理費、用紙購入代金等)、会派ホームページの作成費及び維持管理費
- カ 会派で行う調査研究に必要な図書の購入に要する経費
(例)書籍、新聞、雑誌(光ディスク等電磁的記録に係る記録媒体に記録されたものを含む。)の購入代金
- キ 会派で行う調査研究のために必要とする通信費
(例)インターネット接続サービスの利用に係る経費、切手代その他郵便料金
- ク 会派で行う調査研究のために必要な交通費
調査研究の目的に限るものとし、費用弁償と重複して支出してはならない。
- ケ 会派で使用する備品購入に要する経費
- コ 会派職員の雇用経費
- サ その他会派で行う調査研究に必要な経費
(例)臨時的な短期間雇用職員(以下「臨時職員」という。)の雇用経費、講師謝礼、用紙・文具代、研修参加費、パーソナルコンピュータ賃借料、ファクシミリ装置賃借料

(2) 支出できないもの

- ア 交際費的な経費
(例)せん別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、年賀状(購入及び印刷代金)、名刺印刷代金等
- イ 海外出張旅費
- ウ 政党本来の活動に属する経費
(例)党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費
- エ 会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費
- オ レクリエーション等の経費
- カ 選挙活動に伴う経費
- キ その他名目の如何を問わず議員個人に支給する経費

2 政務調査費の支出基準等

(1) 委託費

- ア 会派の代表者は、調査を委託しようとするときは、調査委託届出書により、委託先、調査項目、委託期間及び委託金額を議長に届け出なければならない。

イ 議員に対し調査を委託しようとするときは、委託費に議員報酬を含んではない。

ウ 会派は、委託調査の成果物を保管しておかななければならない。

(2) 出張調査費

ア 会派の代表者は、調査のため、議員又は会派職員を出張させようとするときは、出張調査届出書により、出張者の氏名、用務先、出張期間、調査項目及び出張調査費の額を議長に届け出なければならない。

イ 出張調査に要する旅費は、尼崎市職員等の旅費に関する条例(昭和36年尼崎市条例第4号)に定める職員の旅費の額に相当する額を支出する。

ウ 旅費は、費用弁償又は他の会派の旅費と重複して支出してはならない。

エ 出張調査を行った議員又は会派職員は、出張調査後、速やかに出張調査報告書を作成し、会派の代表者を経て議長に提出するとともに、その成果物を会派において保管しておかななければならない。

(3) 会議食糧費

会議食糧費の額は、当該年度分の政務調査費の額の10パーセントに相当する額を超えてはならない。

(4) 備品費

ア 備品は、議員室において使用するものに限るものとする。

イ 会派の代表者は、備品のうち、電気を使用するもの又は購入予定価格が100,000円を超えるものを購入しようとするときは、備品購入届出書により、その旨を議長に届け出なければならない。

ウ 会派の離合集散その他の理由により不用となった会派に属する備品等については、当該離合集散が会派の合併又は新たな会派の結成である場合は存続する会派又は新たな会派に承継させるものとし、その他の場合は市長と協議のうえ当該備品等を市に譲与するものとする。

(5) 会派職員雇用経費

ア 会派は、調査研究の推進を図るため、職員を雇用することができる。

イ 会派の代表者は、職員を雇用しようとするときは、会派職員雇用届出書により、その者の住所、氏名及び雇用期間を議長に届け出なければならない。既に届け出た事項に異動があったときも同様とする。

ウ 会派職員の雇用経費(臨時職員の雇用経費を除く。)の額は、当該年度分の政務調査費の額の25パーセントに相当する額を超えてはならない。

エ 会派は、雇用職員に係る出勤確認簿、雇用契約書、給与明細書等を保管しておかななければならない。

< 参考資料 >

1 平成 21 年度政務調査費 会派別支出状況（平成 21 年 4 月～6 月）

会 派 名	交 付 額	支 出 額	返 還 額	執行率
新風グリーンクラブ	2,325,000 円	2,061,862 円	263,138 円	88.68%
新 政 会	2,250,000 円	1,917,597 円	332,403 円	85.23%
公 明 党	2,250,000 円	1,504,291 円	745,709 円	66.86%
日本共産党議員団	1,800,000 円	572,456 円	1,227,544 円	31.80%
虹 と 緑	675,000 円	271,164 円	403,836 円	40.17%
騰 和 美 議 員	75,000 円	0 円	75,000 円	0.00%
吉岡健一郎議員	75,000 円	41,090 円	33,910 円	54.79%
計	9,450,000 円	6,368,460 円	3,081,540 円	67.39%

2 平成 21 年度政務調査費 会派別支出状況（平成 21 年 7 月～平成 22 年 3 月）

会 派 名	交 付 額	支 出 額	返 還 額	執行率
新 政 会	8,100,000 円	4,954,513 円	3,145,487 円	61.17%
公 明 党	6,075,000 円	5,732,876 円	342,124 円	94.37%
新風グリーンクラブ	5,400,000 円	4,623,823 円	776,177 円	85.63%
緑 の か け は し	4,725,000 円	3,090,055 円	1,634,945 円	65.40%
日本共産党議員団	4,725,000 円	4,725,000 円	0 円	100.00%
吉岡健一郎議員	675,000 円	460,239 円	214,761 円	68.18%
計	29,700,000 円	23,586,506 円	6,113,494 円	79.42%